障害者プランと居宅ケアプランの違い (考え方)を知ると共に併用の際の注意点 について学ぶ



庄原市自立支援型ケアマネジメント研修

一般社団法人広島県介護支援専門員協会 常任理事 社会福祉法人 宗越福祉会 池本善典 令和6年8月23日



.

自己紹介

社会福祉法人 大崎福祉会

1988年 社会福祉法人大崎福祉会入職。

特養生活相談員、在宅介護支援センターSW、事務長等を経て、

2003年より特養大崎荘施設長に就任。施設長と居宅のケアマネを兼務していたこともあり、施設・居宅双方に関わる。

2015年より、法人内部異動にて、指定障害福祉サービス事業所ふれあい工房所長。

障害者グループホーム、相談支援事業所等の管理者を兼任。 2020年より、法人内のケアマネ事業所等、高齢者の訪問系事業所 の事業所長も兼任していた。 2024年3月退職。

自己紹介

社会福祉法人 宗越福祉会

社会福祉法人 宗越福祉会(むなこし福祉会) 広島県竹原市吉名町宗越793番地

特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 通所介護 訪問介護 居宅介護支援 在宅介護支援センター ケアハウス

- 高齢者福祉

サポートセンター(生活困窮者就労訓練事業・農福連携)

※2024年4月、障害福祉サービス事業準備室長として入職。

現在、令和6年9月1日就労継続支援B型事業「ワークセンター吉名」開設に向け、奔走中。

目次

1. 障害者の65歳問題について ···P6

2.8050問題について ···P14

3. 介護保険給付と障害者総合支援法の 給付について ・・・P17

4. 障害福祉サービスと介護保険の関係

その1 ~介護保険との比較~ ···P28

その2 ~自立支援給付と介護保険制度 との適用関係~・・・P33

その3 ~相談支援専門員と介護支援専門員 との連携について~ ・・・P47

目次

5. 事例検討 ···P 56

6. 就労系サービスについて ···P 62

7. 計画相談支援について ···P 72

8. 地域共生社会の構築に向けて ···P 83

5

障害者の65歳問題について



浅田訴訟

浅田達雄さん (岡山市在住の現在76歳 脳性マヒ)

1. 2013(平成25)年、岡山市からサービスの 支給を打ち切られた

1人暮らしで上下肢に重度のマヒがある浅田さんは、月249時間の重度訪問介護(1日約8時間)を無償で利用していたが、65歳の誕生日を迎えた2013(平成25)年2月、それまでの支給を打ち切られた。

ボランティア等の協力を得て生活維持を図った浅田さんは、やむなく同4月から介護保険サービスを利用し、月額15,000円を負担。市の上乗せ支給の要件である要介護5と認定されたこと等から、同7月、市は自立支援法に基づく月153時間の給付(1日5時間の上乗せ)を認めた。(要介護5;訪問介護のみで1日5時間程度)

2. 2018(平成30)年、岡山地裁は岡山市の決定を取り消した

岡山市に決定の取り消しと慰謝料など1,075,000円の支払いを命じた。判決は「浅田さんが月額15,000円を負担するのは難しい。市は自立支援法の給付を決定した上で、浅田さんの納得が得られるよう介護保険の申請を勧めたりすべきだった。」として市の決定を違法と結論づけた。

3. 2018(平成30)年、広島高裁岡山支部は一審に続き岡山市の処分を取り消した

- (1) 介護保険法と自立支援法は異なり、個別の状況(必要なサービスや費用負担の程度など)によって自立支援給付を選択する場合もあり、一律に介護保険を優先して利用するものではない。
- (2) 障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意(2010年1月)で国は介護保険優先原則廃止の検討を約束したこと。
- (3) ボランティアの支援があるからと自立支援給付を打ち切ったことは看過しがたい誤りであり、自己負担のある介護保険給付を自立支援給付に相当すると判断するのは明らかに合理性を欠いていること。
- (4) 長期にわたって重度の障害を有し、収入がないことが固定化していること。

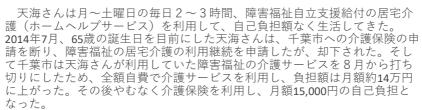
などから、岡山市の不支給決定は 市の裁量権を逸脱しており違法で あるとした。



天海訴訟

天海(アマガイ)正克さん (千葉市在住の現在73歳 脳性マヒ)

1. 2014(平成26)年、千葉市からサービスの 支給を打ち切られた





天海さんが千葉市に処分取り消しなどを求め訴訟を起こしたが、判決は 「障害福祉サービスと介護保険を任意に選択することは、公費負担の制度よ りも社会保険を優先する社会保障の考え方に背く。他の者との公平にも反し、 原告の主張は採用できない。」と退けた。

3. 2023(令和5)年3月、東京高裁は千葉市の処分は違法だと取り消しを命じた

天海さんは一審の判決を不服として二審へ上告した。二審(東京高裁)の判決は、住民税非課税世帯の天海さんより収入のある障害者が、介護保険サービスを利用した場合に自己負担がゼロになる事例があることに着目し、「障害者相互の不均衡」と指摘し、市は障害福祉サービスの支給を続けるべきだとし、慰謝料を含む27万円あまりの損害賠償を千葉市に対して命じた。

※現在千葉市は、東京高裁の判決を不服として最高裁判所に上告受理の申立てを行い、天海訴訟は最高裁判所で争われることになっている。





障害者の65歳問題

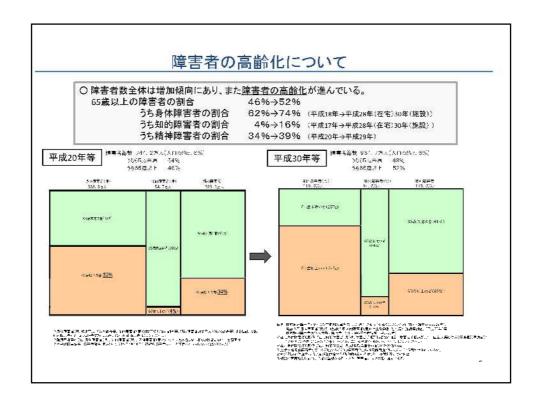
1. 利用料自己負担とサービス量の問題

(事例1)

総合支援法に基づき、重度訪問介護を1日10時間利用してきたが、65歳を迎えると、介護保険を優先的に利用しなければならなくなり、新たに利用料の1割負担が発生した。また、介護保険では1日3時間しか認められないが、市町が総合支援法の上乗せ利用を認めてくれない。

2. 今まで利用していたサービス事業所が利用できなくなる問題 (事例 2)

総合支援法により、日中活動の場として生活介護へ通っていた。 知り合いも多く、プログラムも気にいっていたが、65歳を迎え、別 の事業所で介護保険法によるデイサービスを利用する よう市町に求められた。



各サービス利用者に占める65歳以上の者の割合

平成23年4月(国保連データより)

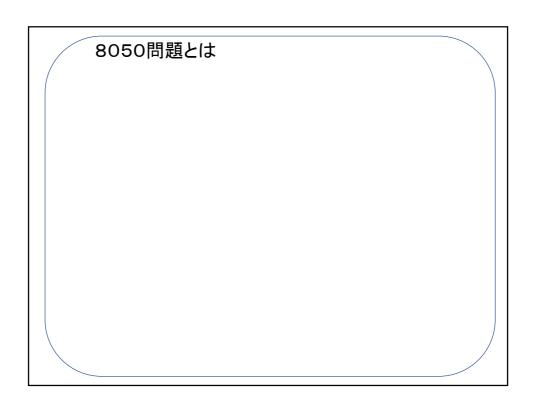
令和3年11月(国保連データより)

サービス種類		利。	用者数(人)	
サービス種類	aff .	65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合
居宅介護	119,226	108,980	10,246	8.65
重度訪問介護	8.262	6,863	1.399	16.9%
行動機器	5,338	5.662	3	0.1%
重度包括	30	30	o	0.09
標漢介護	2.093	-,692	401	19.2%
生活介質	172,599	155,B27	15.872	9.89
阿 基人所	27.875	27,352	323	1.2%
共同生活介質と 共同生活/変数合け	95 27 8	59,969	5 307	8.19
找談人所支援	89,776	75,721	14.043	15.6%
自立訓練(操能訓練)	2,521	2.296	225	8.99
自立訓練(生活訓練)	9.271	8,886	383	4.1%
宿泊型自立制規	1,237	82	73	6.0%
初的移行支援	21.280	2 ,2 /b	a	0.0%
就觉移行支援 〈養成施設)	207	207	0	0.0%
初労往続支援/型	14.198	14,129	89	0.5%
就労轉続支援日型	119,524	114.908	4,710	3.9%
旧人所施設	75,422	E8.189	7,223	9.6%

		利用者	(人)发	
サービス種類	:1	65歳未満	85歲以上	65歳以上の 割合
居宅介護	194,492	168,427	26,065	13.45
重度訪問介護	11,942	8,770	3,172	26.69
行動接護	12,525	2,440	85	0.75
同行機渡	25,898	8.439	17.459	67.45
章[集包括	45	48	0	0.0%
短期入所	40,912	46,293	619	1.35
療養介護	20,942	18,196	2,746	13.15
仁活介護	296,520	254.297	42,223	14.25
施設入所支援	126.187	94.227	31.960	25.35
自立生活機助	1.259	.149	n	8.1%
共同生活機関(介護サービス包括型)	131,121	**5,091	16,033	12.25
共同生活援助(外部サービス41)(型)	15,401	2.572	2.829	18.48
共同生活機財(日ニサービス支援型)	6,348	5,569	779	12.3
招拍型自立訓練	2,994	2,787	207	6.95
自立制統 (機能制統)	2,127	1,954	/3	8.15
自立訓練(生活訓練。	13,635	13,093	545	4.0
就觉移行支援	35,525	35,501	24	0.15
就勞移行支援(養成商發)	99	99	0	0.05
初労継続支援A型	78,403	76,705	1,698	2.25
就労離輪支援B ^刑	301,481	275,420	26,061	8.65
初奶定看支援	13,939	13,916	23	0.25

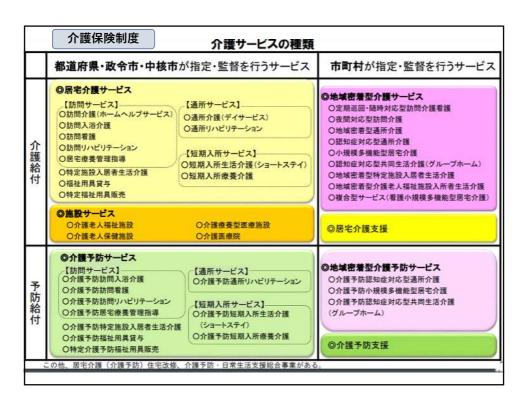
8050問題について

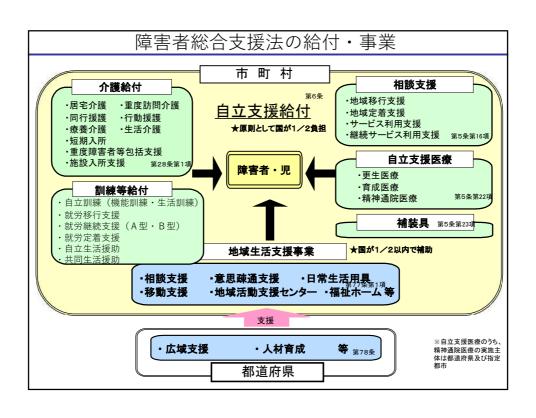




8050問題が持つリスクとは

介護保険給付と障害者総合支援法の 給付について





					サービス内容	利用者数	施設·事業所数
		居宅介証	0	0	自名》、大治、蚌州、、黄州の介護等紀ち	199,021	21,70
纺		重度訪問介護	0		①表別終本作由者とは正使の知的資金という活動的会立。以行動上をいて同解を有から持ておけた はら、確か必要がある。これをして、入済、財オン、食事の介質、外部研究がは多様型支急、入院内の支援等 多数合助に対し、	12.221	7,518
問系		同行提証	0	0	現境障害により、後方に他に中国罪を有する人が外出する時、必要な情報は共わ合成を行う	26,292	5.74
	Ω	行動接機	0	0	自己当所能力が制度されている人が行動するとされ、行政を回議するためた必要な支援、外出支援を行う	13.149	2,02
	羅給	重度障害者等包括支援	0	0	介護の必要といることも高い人は、極心介護等機能のサービスを包括的に行う	45	10
8	नि	短期入所	0	0	世帯で介護する人が特殊が場合ながに、短期間、衛龍石舎の店舗でき、大澤、排中、、今十の介護学科行う	46,458	5,30
中活動		統義介置	0		・実験と無時介護め必要とする人に、医療機関では難動機、複数上の管理、智蔵、介護及び円落生活の止抗 を行う	20,970	25
脈脈		生活介護	0		一門の作権主義要にする人に、存献、入治、护士人、事事の介護学を行うたれば、創行的活動又は生産活動の 構会を提供する	298,461	12,34
松菜		施設入所支援	Θ		旅馆に大阪する人に、夜間で休日、人治、非せつ、食事の介護等を行う	124,463	2,56
居住支		自立生活援助	0		一大幕切に必要な監察力・年経力等を確から、実施的な声もありが例うの対応でより日常生活における。 課題を記述し、必要な支援を行う	1,271	29
医器		共同生活援助	0		泰國や休日、共同主活を行う生品で、相談、入述、排ビコ、食事の介護、日常生活上の最後を行う	167,465	12.31
/IK	31	自立訓練(機能訓練)	0		自立した日常生活又は社会生活ができるよう。一定期間、身体機能の維持、向止のため、必要が劉疾を行う	2,177	18
	練	自立訓練(生活訓練)	0		自立1次日常生活文献社会生活方定多4。5、一定期間, 生活彩力的制度, 向上的总域必要应支援, 制于5.46年3	14,155	1,31
液系	等給	就労移行支援	0		一般企業等への財労を希望する人に、一定共同、戦勢に必要な知识及び能力の向上の出めに必要な明確を 行う	35.543	2,98
· 就	付	就労権議支援(A型)	0		一治企業含での部分が開発な人に、原用して私力の機会を提供するという、紹力等の何。のために必要な 「出来を行う	82,990	4,36
岩系		就労縦続支援 (B型)	0		一般企業等での成功が困難な人に、成功する秘密を確認するととも、能力等の向上のため」。必要な訓練を 1473	322,414	16,00
		就労定着支援	0		一般演讲に移行した人生、就完に伴う生活面の連貫権に対応するための女様を行う	15,220	1,533

				サービス内容	利用者数	施股-事業所数
Ui		児童発達支援	0	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への選店訓練などの支 接を行う	163.847	10,864
障害児通所系	障害	医療型児童発達支援	0	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への追応訓練などの 支援及び治療を行う	1.666	87
系	児支	放課後等デイサービス	0	授業の終了後又は休校口に、児童発達支援センター等の施設に進わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会20交流促進などの支援を行う	311.372	19,556
大阪	接に	居宅訪問型児童発達支援	0	重要の障害等により外出が老く、困難な障害児の居宅というして発達支援を行う	338	117
肪障 間塞児	係る	保育所等訪問支援	0	(交合所、利思等・児童養護施設等を訪問し、浄土児に対して、浄土児以外の児童との集団 生活への適応のための専門のな支援などを行う	15,613	1,534
2.115	給付	福祉型障害児入所施設	0	旅級に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の利与を行う	1,327	180
入障 所害 系児		医腹型障害児入所施設	0	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常主活の指導及び 対議技能の村与年の経済放を行う	1,741	198
48	相談支	計画相談支援 💍	0	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定がにサービス等利用計画系を作成 ・支給して使、事業高等と連絡構造等な行い。リービス等利用計画を作成 「組造利用支援」 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタルグ) ・事業所等とは解析器と必要に応いて新ため支給決定等に係る申請の結果	232,366	9,823
相談支援系	接に係っ	障害児相談支援	0	[韓華民利用展刊] - 韓山是通可支持の申請に係る給付決定の前に利用計画室を作成 - 終付決定後、中華書等と連絡調整等を行うととも、利用計画を作成 「継続韓書先支援利用援助」	80,023	6,130
	る給	地域移行支援 \ominus		住居の確保等、態度との生活に移行するための活動に関する村談、各障害侵祉サービス事業 所への同行支援等を行う	587	318
	付	地域定義支援		中時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉 サービス事業所子と運搬調整など、緊急時の各種支援を行う。	4,043	553

障害福祉サービスの対象者

- ・身体障害者・・・身体に障害がある18歳以上の人で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・知的障害者・・・知的障害者福祉法にいう知的障害者 のうち18歳以上の人
- ・精神障害者・・・統合失調症、精神作用物質による急性中毒、またはその依存症、精神病質などの精神疾患を持つ人 (知的障害は除く)

障害福祉サービスの対象者

- ・発達障害者・・・発達障害があるため、日常生活や社会 生活に制限がある18歳以上の人
- ・難病患者・・・難病等があり、症状の変化などにより身体障害者手帳を取得できないが、一定の障害がある18歳以上の人
- ・障害児・・・身体障害、知的障害、発達障害を含んだ精神障害がある児童、または難病等があり、一定の障害がある児童

etela in - 15554615

身体障害

・ 身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態のことをいい、身体障害者福祉法では、「視覚障害」、「<u>聴覚・平衡機能障害</u>」、「<u>音声・言語・そしゃく機能障害」、「肢体不自由」、「内臓機能などの</u>疾患による内部障害」の5種類に分類される。

「身体障害者手帳」

最重度を1級として、7級まで区分

- ・肢体不自由には1~7級までの区分
- ・視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害には1~6級までの区分
- ・内臓機能などの疾患による内部障害には1~4級までの区分

知的障害

日常生活で読み書き計算などを行う際の知的行動 に支障がある状態で、<u>知能指数が基準以下の場合に</u> 認定される。

知的障害者福祉法では、知的な能力発揮の程度などが個々によって異なるため、細かい規定を設けていない。

法令では、「<u>発達期</u>(おおむね18歳未満)<u>において遅</u> <u>滞が生じること、遅滞が明らかである</u>こと、<u>遅滞により</u> <u>適応行動が困難</u>であること」の3要件が基準とされて いる場合が多い。このため、成人になって、病気や事 故、認知症などにより知的機能が低下した場合は「知 的障害」には含まれない。

「療育手帳」

25

広島県の療育手帳の程度区分表

- 障害程度は、次に定める判定基準により総合的に判断し、必要に応じて援助力針会議で 決定する。

区分	「味の 表記	刊定基準
最重要		知能障当の程度が直支(知能指数 35 以下)である。身体障害(股体不自由)1~2級を全併しているが、社会適応能力が日常生活において 常町以別の支援を要する程度の人。
重 度		好能障害の程度が重度(知能指数 35 以下)であるか。中度(知能扩数 36 以上 50 以下)であっても社会適応能力が日常生証において常時支援を要する程度の人、もしくは中度であっても身体資害(収体不自由・視覚障害・軽覚障害)1~3 級を合併している人。
中寒		加能障害の程度が可定(知能指数36以上50以下)であるか。軽度(知能指数31以上32以下)であっても社会適応能力が日常生活において常時支援を関する租赁の人。
壁 度		新能障害の程度が軽度(知能指数31以上75以下)であり、社会道度 能力が日常生活において支援を要する程度の人。

※判定に必要な検査等は、ことも家庭センターが実施する。

精神障害

- 脳および心の機能や器質の障害によって起きる精 神疾患によって、日常生活に制約がある状態をいう。
- ・ 統合失調症や躁うつ病、うつ病などの気分障害、神 経症、パニック障害、適応障害など、様々な疾患がこれに該当する。
- ・ また、精神の変調が髄膜炎、内分泌疾患などの身体疾患によって引き起こされる場合もある。
- ・ 精神保健福祉法では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患」と定めている。

「精神障害者保健福祉手帳」 最重度を1級として3級までの区分がある。

27

障害福祉サービスと介護保険の関係

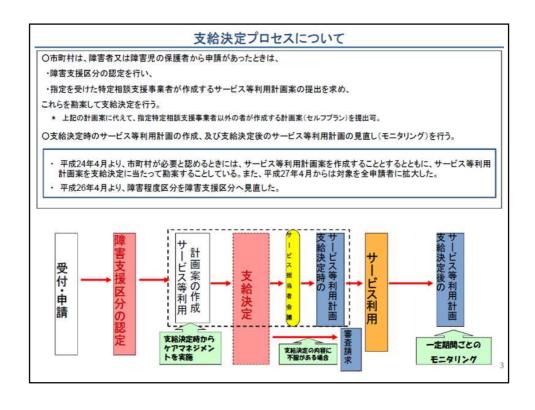
その1

~ 介護保険との比較 ~

項目	章害福祉サービスと介	障害福祉サービス
		降音曲位り一ころ
介護の必要性の指標	要介護状態区分 (要支援1・2、要介護1~5)	
	要介護(支援)状態区分別に支給限度額が設 定	
	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所 の介護支援専門員 (ケアマネジャー)	
サービス計画 の名称	居宅サービス計画(施設サービス計画)	
利用者負担	原則1割負担 ※一定以上所得者は2~3割負担 (利用者負担が高額になった場合、世帯の課 税状況に基づいた上限額を超えた部分につい て、申請により高額介護サービス費として支 給)	



	件百义版位。	分の認定調査	*** (004ED /		
1. 移動や動作等に関連する	頁目(12項目)					
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-	座位保持		1 - 4	4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立	7位保持 1 -	7 片足での)立位保持	1 - 8	8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着服	n 1 -	1 じょくそ	55	1-1	12 えん下
2. 身の回りの世話や日常生活	舌等に関連する項目(16以	(目)				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2 -	3 入浴		2 - 4	4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養	美管理 2 -	7 薬の管理		2 - 8	8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思	忠決定 2 -	1 危険の記	S. S	2-1	12 湖理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2 -	5 買い物		2-1	16 交通手段の利用
3. 意思疎通等に関連する項目	∃ (6項目)					
3-1 視力	3-2 聴力	3 -	3 コミュニ	ケーション	3 - 4	4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏·	感覚鈍麻	12	ş		7 =
4. 行動障害に関連する項目	(34項目)					
4-1 被害的·拒否的 ·	4-2 作語	4-3 感情が不多	连 4	- 4 昼夜逆転		4-5 暴呂襲行
4-6 同じ話をする	4 - 7 大声・台声を出す	4-8 支援の拒否	4 -	- 9 待回		4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない ・	4-12 1人で出たがる	4-13 収集網	4 -	- 14 物や衣類を	を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4 -	- 19 多動・行動	物停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行	為 4	- 24 突発的な行	丁動	4-25 過食・反すう
4-26 そう要状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不	表別後 4	- 29 意欲が乏し	۱۵۱	4-30 証がまとまらない
4-31 集中力が続かない	1-32 自己の過大評価	4-33 集団への2	適応 4・	- 34 多飲水・ji	量飲水	=
5、特別な医療に関連する項目	(12項目)		- "			
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈体	5 —	3 透析		5 - 4	4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスピレー	·9- 5-	7 気管切開	の処置	5 - 8	8 疼痛の看護



障害福祉サービスと介護保険の関係

その2

~ 自立支援給付と介護保険制度との適用関係 ~

33

なぜ介護保険は障害福祉サービスより優先されるので しょうか?

自立支援給付と介護保険制度との適用関係等

①優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている。

したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、 当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。

しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

35

介護保険サービスと障害福祉サービスの相当するサービス

	介護保険サービス	障害福祉サービス
ホームヘルプ サービス	訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護	生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス
ショートステイ	短期入所生活介護	短期入所



したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する 具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要とし <u>ている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に</u> <u>判断すること。</u>なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居 宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者 の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない 障害福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、行動援護、自 立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該 障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

> 障害福祉サービスの 横出し



37

重度訪問介護

- - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されて
 - (二) 障害支援区分の設定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

〇 サービス内容

- 居宅等における

- 原宅等における

 入常、禁せつ及び食事等の介護

 調理、洗濯及び排除等の家事

 その他生所全験にわたる理断

 外出時における影動中の介護

 ※ 日常生活仁生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。
 ※ 平成30年4月より、入版中の病院等におけるニュニケーション支援等が追加

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上・介護福祉士、実務者所修修了者等・ 思宅介護職員切任者所修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
 ヘルパー・常勤検算に5人以上・ 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者差成研修修了者

全国障害者介護制度情報(2018年合併号2018.4.25)より抜粋

-24時間介護保障が47都道府県に拡大

・・・ここ3年で、青森県・岩手県・長野県・徳島県・富山県・愛媛県・石川県で新たに、毎日 24時間(744h)以上の重度訪問介護の支給決定が出ました。

ついに47都道府県の全てで1箇所以上の市町村で24時間の公的な介護保障事例があ る状態になりました。

・ 重度訪問介護等の1日を超える外出が全国で完全自由化

泊まりがけの外出が全都道府県の全市町村で禁止されなくなりました。(H30年4月~) ・・・重度訪問介護の外出の報酬告示の記述部分が変更され、原則として1日の範囲の外 出に限定していた文書が完全削除されました。

これで、2泊でも3泊でも外出が完全に自由になります(全市町村で適用)。月の支給量で あれば自由に旅行にも行くことができます。

同行援護

音乗技の

■ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等 → 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。) 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 その他外出時に必要な援助

※ 外出について 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出 及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上 ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、 実務者研修修了者、対策職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者 研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上 ・同行援援従業者養成研修・般課程修了者(盲ろ)者向け・通訳介助員 は、平成33年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したも のと見なす。) ・居宅介援職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験 を有する者 等



行動援護

音像校〇

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
- → 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- 予防的対応
- ·行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動 がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行 動等を理解させる等 制御的対応
- ·行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等 · 身体介護的対応
- ・便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者: 常勤ヘルパーのうち1名以上 ・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等) ※ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、尼宅介護 職員勿任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(平成33年3月31 日までの経過措置)
- ヘルパー: 常勤換算2.5人以上 ・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処违経験(知的障害・精神障害者等) ※ 介護福祉士、介護職員が正者研修修了者、居宅八裁職員が任者研修修 了者等であって2年以上の実務経験(平成33年3月31日までの経過措置)



③具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

障害福祉サービスの上乗せ

障害福祉サービスにおいて市町が適当と認める 支給量が、介護保険移行後、居宅介護サービス費区分 支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上に おいて介護保険サービスのみによって確保することができないと認められ たものについては、障害福祉サービスを上乗せ支給することができる。

44

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、 あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市 町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。)。

「「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と 介護保険制度との適用関係等について」(平成19年度通知) より

障害者総合支援法に基づく介護給付費等と介護保険との適用関係 (神戸市の取扱い基準) (神戸市の取扱い基準)

【参考】障害福祉サービスの上乗せ例

(1) 65歳到達時点で障害者である場合の取り扱い

65歳到達時点(第2号被保険者の場合は特定疾病に基づき要介護状態になった時点)で障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者)の場合は、以下の要件を満たしたうえで、福祉事務所長が必要と認める場合には法に基づく居宅介護又は重度訪問介護の支給決定を行う。

【要件】

- ●介護保険の居宅介護サービス費等区分支給限度額までサービスを利用すること (介護保 険の要介護認定結果が非該当である場合を除く)
- ●介護保険の居宅サービス計画及び同別表を提出すること(介護保険の要介護認定結果が 非該当である場合を除く)
- ●介護保険の要介護認定結果が非該当である場合は「要介護認定・要支援認定等結果通知書」等の非該当であることを証する書類を提出すること

【支給量】(法に基づき決定すべき居宅介護等の支給時間数) - (介護保険制度に基づき給付(利用) される予定の訪問介護の時間数) = 居宅介護又は重度訪問介護の支給決定時間

(2) 65歳到達時点で障害者でない場合の取り扱い

65歳到達時点で障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者)ではないが、この基準の適用を受けるために申請を行なった時点で障害者である場合は、以下の通りとする。

- ア. 申請者が要介護認定を受けている場合
- ①居宅介護又は重度訪問介護を上乗せ支給できる場合

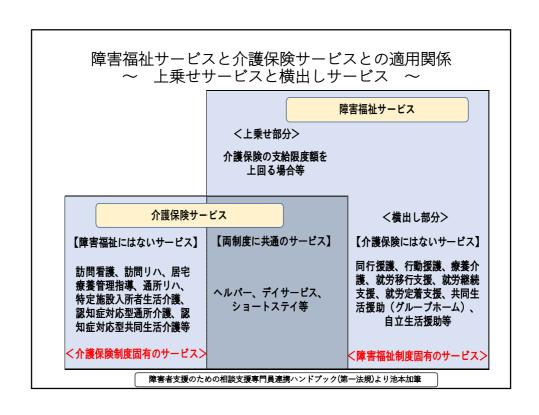
以下の要件を満たしたうえで、福祉事務所長が必要と認める場合、居宅介護又は重度訪問介護の支給決定を行う。

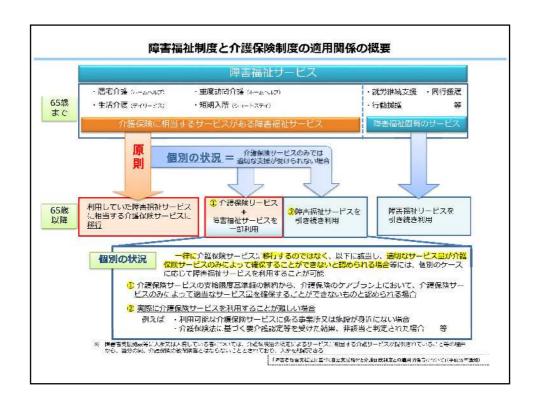
要件】

- ●身体障害者手帳:上肢2級以上かつ下肢2級以上又は体幹障害2級以上で総合等級1級 または、脳原性による上肢機能2級以上かつ移動機能2級以上で、総合等級1級
- ●要介護認定4以上
- ◆介護保険の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額までサービスを利用すること
- ●介護保険の利用サービスのうち50%以上、訪問介護を利用すること
- ●介護保険の居宅サービス計画及び同別表を提出すること

【支給量】

(法に基づき決定すべき居宅介護等の支給時間数) - (介護保険制度に基づき給付(利用) される予定の訪問介護の時間数) = 居宅介護又は重度訪問介護の支給決定時間





障害福祉サービスと介護保険の関係

その3

~ 相談支援専門員と介護支援専門員との 連携について ~

47

相談支援専門員と介護支援専門員が連携していく上で大事なことは?

相談支援専門員と介護支援専門員(ケアマネージャー)等との連携

実態調査結果を踏まえた事務連絡【平成27年2月18日付事務連絡】(抜粋)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立 支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について (厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課)

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日(誕生日の前日)、特定疾病に該当する者の40歳到達日(誕生日の前日)又は適用除外施設退所日(以下「65歳到達日等」という。)の3か月前以内に要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3) にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2)障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

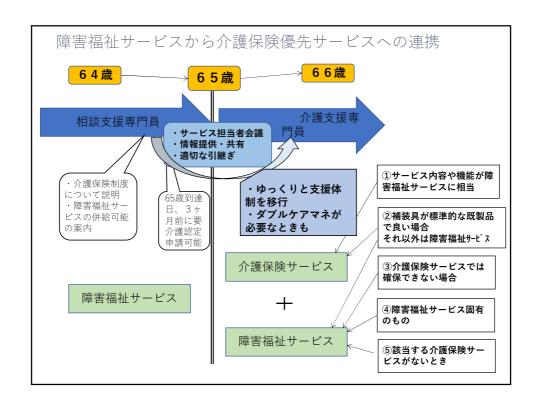
介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が 適切なサービスを受けられるよう・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律(平成17年法律第123号)における指定特定相談支援事業所の相談 支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できる よう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの 利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利 用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている 情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと

・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護 や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において介護支援専門員の配置が義務 づけられている事業者を含むものである。



相談支援専門員と介護支援専門員(ケアマネージャー)等との連携

実態調査結果を踏まえた事務連絡【平成27年2月18日付事務連絡】(抜粋)

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

介護保険の適用除外施設とは

○医療型障害児施設 ○救護施設 ○障害者支援施設(生活介護を行うものに限る) ○指定障害者支援施設(生活介護及び施設入所支援に限る) ○その他

※適用除外という意味は、これらの施設では介護保険に相当する(または上回る)サービスが提供されている一方で、施設外のサービスを利用することは困難であることから、介護保険料の負担を求めないという意味で被保険者とはしないというもの。

・障害者支援施設を退所する3ヶ月前から準備認定が可能とされており、退所後に保険者となる市町村と十分に調整を行い、退所後の円滑な介護サービス利用に繋げていく必要があります。

【障害者グループホーム】共同生活援助(介護サービス包括型)

■ 地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上 の援助を必要とする障害者(身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに 障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入 浴、排せつ又は食事の介護その 他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活 動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上 $(4:1\sim6:1)$
- 生活支援員 障害支援 区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上



※障害福祉制度固有のサービスであり、利用 者が介護保険対象となったときには、共同生 活援助と介護保険サービスとの併用が可能で ある。

共同生活援助(外部サービス利用型)

れ域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする除害者(身体障害者にあっては、65原本液の者又は65歳に達する日の前日までに除告福祉サービス末しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

- 主として夜時において、共同生活を挙むべき住居における特談その他目常生活上の機切を実施利用者の状態に応じて、人浴、排せつ又は食事の介護その他目常生活上の機助を実施(外部の見)
- 利用者の就労外又は日中活動サービス等との連絡測整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施 ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○主な人員配置

- サ ビス育準責任者 30:1以上 世話人 6:1以上(当有は10:1以上) (4:1~6:1,10:1)

共同生活援助(日中サービス支援型) ※平成30年4月~

〇 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄文は食事の介養その他日常生活 の援助を必要とする原言者(身体)宣者にあっては、65歳未満の者文は65歳に達する日の前日までに降言福祉サービス若しない、れに挙ずるものを利用した。とがある妻に取る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を含むべき自居における相談、入浴、护せつ又は食事の介護をの他日常生活上の援助を実施(昼夜を選じて1人以上の喉具を配済)
 利用者の財労先又は日中活動も一ピス等との連絡調整や余級活動等の社会生活上の援助を実施
 短集人所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する塩書者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以 |世話人 5:1以上 (3:1~5:1)生活支援員 障害支援区分に応じ
- 25:1 ~ 9:1k

グループホームにおける個人単位での居宅介護等の利用について

グループホーム(介護サービス包括型及び日中サービス支援型)においては、原則として、グルーフホームの事業所の従事者以外の者による 介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例措置として居宅介護等の利用を認めている。

- 69条台」 次のいずれかに該当する者 (1) 障害支援区分4以上、かつ、重度時間介護、同行援護又は行動援護の対象名 (2) 障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ①グループホームの個別支援計画に開金介金の利用が値付けられていること。 ②グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

- [利用可能なサービス]
 ・上記(1)の対象者:居宅介護又は重度訪問介護
 ・上記(2)の対象者:居宅介護(身体介配に係るものに限る。)

[グループホームの人員配置基準] ・個人単位で居宅介証等を利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1と算定。

【グループホームの報酬】

・世話人の配置及び障害支援区分に応じ、利用しない場合より低い都測能を適用 (例)が人単位で居宅介護等を利用する場合 世話人配置4:1の事業所で障害支援区分6の者 443単位/口 ※利用しない場合は666単位/口

【特例措置の適用期間】

・令和3年3月31日までの時限措置

※資料は令和3年度報酬改定前のもの

④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

○ 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。 その上で、<u>居宅介護等を8時間以上利用</u>する場合については、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

事例検討



母:トシコ 85歳

要介護認定は受けていないが、見たところ要介護3~4程度。

2週間程前に畑で動けなくなり、それから家の布団でほとんど寝 たきりの状態となった。 仙骨部分が発赤の状態。

食事もほとんど摂っておらず、清潔保持もできていない様子。 (現在7月)

長男:ヨシオ 54歳

軽度の知的障害(療育手帳B)。発達障害か精神障害もありそうであり、コミュニケーションが苦手で人との挨拶が上手くできない。 3年前まで町内の木材店で社長に配慮を受けながら簡易な仕事をしていたが、同僚からのいじめがあり退職している。最近では外にあまり出ずに引きこもりがちになっている。

母と2人暮らしで、母の年金と自分の貯蓄を取崩ながら細々と生活していた。

それまでは、85歳の母が家事を主に担っており2人が力を合わせて生活していたが、母は認知症の症状も出現し、寝たきりに近い状態になっているも、母への世話がほとんどできていない状態。子どもは長男のみで、支援をしてくれる親戚もない。

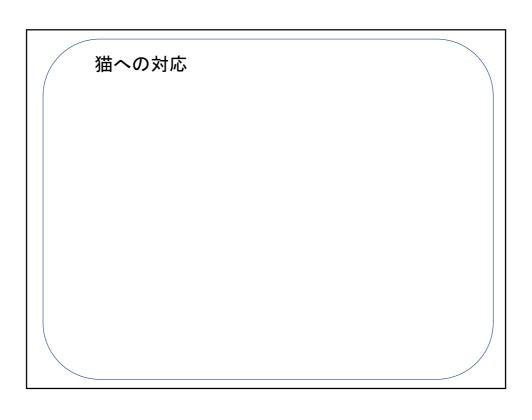
また、野良猫が自由気ままに家に出入りしており、家の中そこら辺りに猫の糞や尿があり、非常に不衛生な状態である。

地域の民生委員が状況を発見し、その民生委員から近隣の居宅介護支援事業所へ相談の電話が入った。

・・・このケース、あなたならどうしますか?

母への対応	

長男への対応



就労系サービスについて

, |

就労継続支援A型

音乗快の

■ 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者 ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援4型の支給決定を受けていた者は当該サービスにつ 引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 生活支援員 ___10:1以上

就労継続支援B型

音像技の

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活

- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、 ■ 週別により、駅分や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援 ■ 平均工質が工質性除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする ■ 事業者は、平均工質の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表 ■ 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員

就労移行支援

き建設○

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場採し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者 ※ 休職者については、所定の要件を満たず場合に利用が可能であり、復職した場合に一般設労への移行者となる。 ※ 65歳に建する前りを目間等漏組サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に建する前日において就労務行支援の支給決定を受けていた者は当終サービスについて引
- : */に き利用することが可能

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
 通所によるサービスを原則としつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定 ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

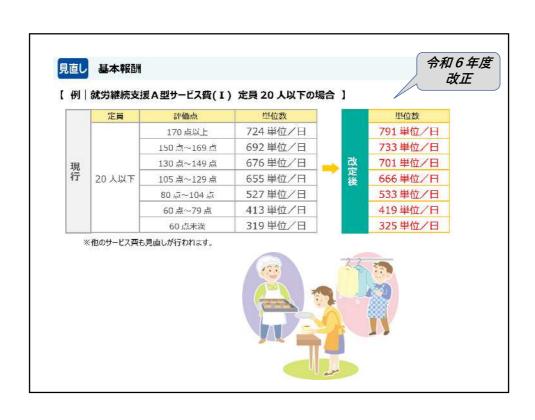
○ 主な人員配置

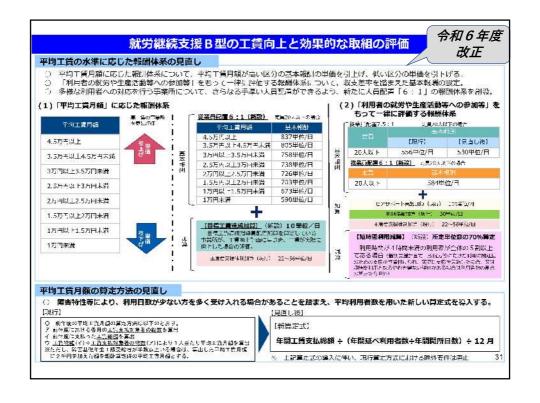
- サービス管理責任者
- 職業指導員 6:1以上 生活支援員 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

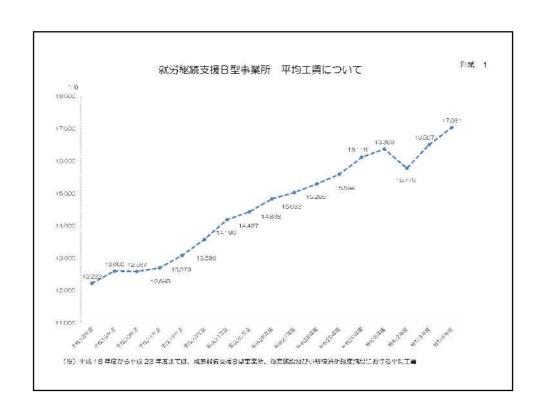


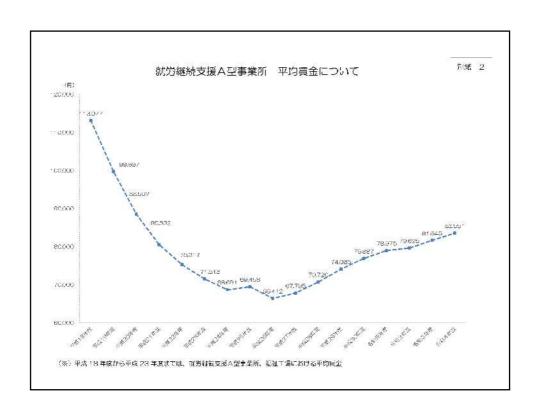


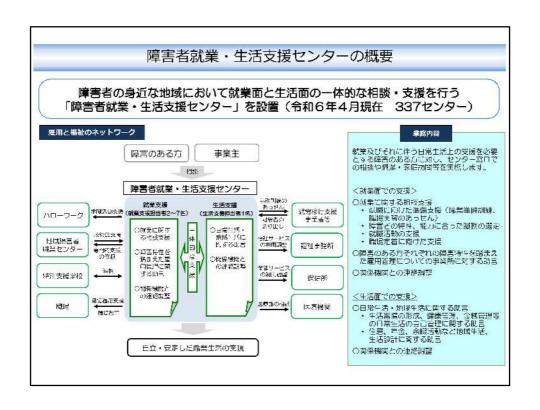
ア方式による評価項目	の見直し	
経営状況の改善や一般就労 労働時間の評価について、 生産活動の評価について、 上産活動1のスコアボニ 料用者が 総が労に会議 経営改善計画者未提出の季 学研への対応として、新た	今への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。 ア均労働時間が長い事等所の点数を高く設すする。 生産清朝収支が賃金税疾を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。 の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点部分の見直しを行う。 う知識及び能力の向上に向けた。建切い組を行った場合について新たな評価項目を設ける 森所及び歌年連続で経営改善計画者を独出しており、指定基準を満たすことができてい にスコア方式に経営改善計画に基づく取消を行っていない場合の減点項目を設ける。	
見行】	評価会構	判定スコア
男他時間	1日22平均等時時間により甲稿	5点~8 0点で計制
生産活動	原作演奏影响为作演问的对话生能绘画的表示对例问题的异怕	った~40点で評価
多様な働き方	利用者が多状な組合力を実験できる側切のを優快洗させか活用実績により配面	०.५~३ इस्टर्सा
支援力向上	「GGのキャリアップの特会を測型として提供している等。支払力同(に係る物料実施により連行	0.5~3 5元で評価
地域冲损活動	・映完企業と興長した存在がBLEので高級が、発送外は労業により使く場合権保証が終と導長した形式を指定より。有1	0,5~10元で評価
引直し後!		
	評価指揮	判定スコア
勞動時間	1日の4月分娩の間により汗症	5点~90点で出価
生產活動	前年は、前々年は及び前内々年度における生産活動収表が快速により即行	_ <u>೨೦೩∼೯೦೩</u> ರಘಾಗ
多様な鳴き方	河中名が多様な能力が実現できる計算の整備状況によう。中面	0点〜 <u>1.5点</u> で評価
支援力向上	韓国のエキリノップの状态を領域として提供している等。支援力向上に係るPS組実際により野衛	∪点〜15点で評価
地域連携活動	地。企力と連絡し、、作品性値が特別情報、質認外なの等により値く得る複数等。型域と連絡し、収録実績により計能	0点~1.0点で呼仰
经营改善計画	学会改業力団の企会状況により注 価	<u>ー5 0点~0点で評価</u>
利用者の知識及び能力向上	グリーディ角 強なび能力の向上のための支援の取組状況により評価	3点~10点で評価





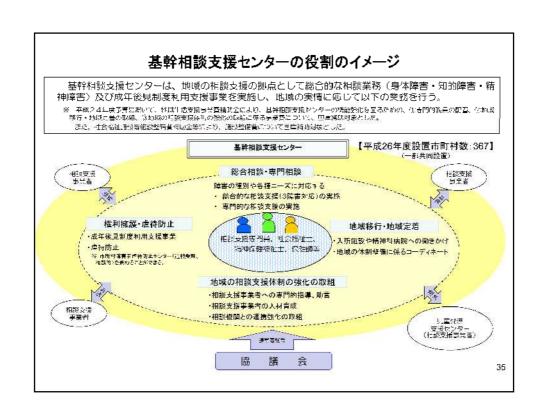






計画相談支援について

71 HX 7 C.	援専門員と相談支持	
	介護支援専門員	相談支援専門員
資格取得方法	試験合格後実務研修受講	
作成サービス計画	居宅サービス計画	
サービス計画の目 標	本人目標	
給付管理	有り	
支給決定プロセス	要介護認定により支給限度額 を決定	
モニタリング	毎月1回(義務づけ) (毎月報酬算定)	
関連事業所等	居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 在宅介護支援センター	
担当ケース数	標準取扱件数 45人 (予防プラン1/3換算)	
関連会議	地域包括ケア会議	



全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨(平成24年4月から平成26年度末までに)

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書(平成14年3月31日)(障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会)により提言され、その後、*<u>社会保障審議会障害者部会報告書(平成20年12月26日)</u>においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】*記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡(抜粋)

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、 市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うこ とが可能となること

サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

〇各市区町村(わがまち)に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。

〇そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

75

「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項(ポイント)

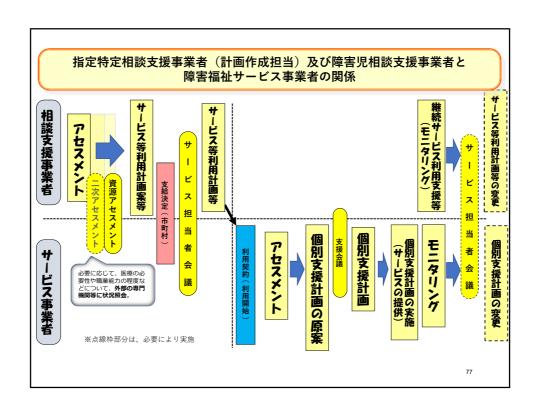
* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

<基本的考え方>

○「セルフプラン」自体は、障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、<u>市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないま</u>ま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

<留意事項(ポイント)>

- 〇「セルフプラン」を・・・
- ① 「申請者が希望する場合」:申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提
- ② 「<u>身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合</u>」: 市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提
- → 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、 体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎む べき。
- ○上記(②)の場合には、市区町村は・・・
- ・日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。
- ・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談 等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的 に把握すべき。
- ・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

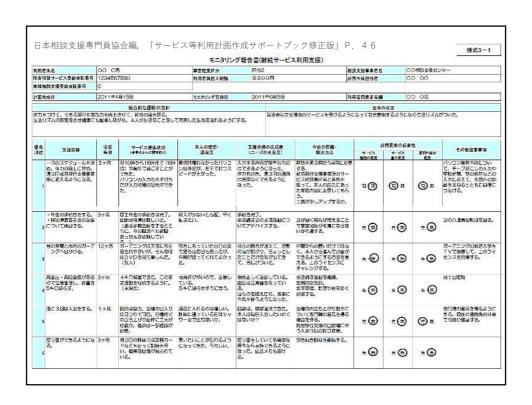


	準期間の一部を見直し、モニタリングの頻順 		間について、支援の必要性の観点から			
	対象者	旧基準	30年度~	31年度~		
折規+	ナービス利用者	1月間 ※利用関始から3月のみ		月間 から 3月のか		
40	集中的支援が必要な者	1月間	1月間			
在宅の暗	【新サービス】 就労定者支援、白立生活援助、 ロ中サービス支援型共同生活援助	<u> </u>	3	月間		
障害児通所支援 在宅の障害福祉サ-	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 白立訓練	6月間	6月間	3月間		
等ビス	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間		
	 と入所等 障害者支援施設、のぞみの国、療 表所者、重度障害者等包括支援	1年間	6	月間		



	サービス等利用計画家											
幸苦	章書福祉サービス受給者証書号		OO O男 1234567690		程度区分	X112	相談交換 計画作:	(根条者名 (根当者		○相談支援センター ○ ○○		
6城相談支援受給名証書号 H區文作成(1		0.00	W852/200				1000000000		_	5002577		
		2012#4FI1B			タリング掲載(開始年月)	1か月間 (2012年4月~8月)	利用者的	使署名描	C	0 05		
4.≈1	音及びその家族の こ対する点向 (する生活)		受い、いきのように報さ、少して ガーデーングを楽しみたい。	CANER	ACCA.							
tei	的な返取の方針	は力をつてて、できるもり作業能力を向上させて、30分の占を済る。 生活リズムの対点を合せ発謝しも認可しながら、本人が引きなことをしてた大いた主法を送れるようにする。										
	長期日韓 が対のための計解をして、少しで七齢性の書いところで働く。											
100	经 期目標	物制自権 連絡でどで体重を5中に指うしながら体力をつけて、物力支援事業がに素望すく過ぎ上記けるようになったら、他4担信けることを目示す。										
養先 順位	(本人の二人の							1765 1418	その他容差事項			
-			カかは上に見め、適3回航力様 行支援事業所に消えるようにな	30 月	 ・ 数労移行支援事業 通う。パソコンによ ・ 事業所への送りの ターが行う。 	・ 気労移行支援事業計 口には特別までに学品 ・ その口のボランティ を強べておき数減する	era. Posat	1	製金橋丁寧等所への行為はパランティア 送辺をお願いする。後のは手機所がある			
2			・年命の手続きをする。 ・特別経済者手当の受動につい で検討する。	3ヶ月	にアドバイスをする	ついて、国教支援センターが会放 「可否について本人・政教と主が長	・主席を開発する。 ・一人で紹う価をして きに行けるように協力		1	・砂水を軽便してきちんと呼呼(巻) ・生気保険の手続きをするめる(巻) ・乗は声音を関係からなの数暴工制制を 文でいる。		
а			きの年間と市内のガーデニング 12ッ) へよのける。		第1・2・4の月曜 ガーデニングのサー	日に長人の送到で2時度程度。 クルに出かける。	・特殊の介息でサーク する。	UCBN 153	1			
4			東直圧・英能力をがあるので推 概念性し、体重を5キロは6 ず。	37F		実施状況と体重のチェック の送車サービスを利用	・春の周りを設まする 図、30分まつ)	(102 15)	1	本人とブールに行さか中歩行(原子)		
5	受かしており名に入りたけ	N.	源に3回は入治をする。	178	 対抗介護(介護保 変3間(各1時 ・抑動支援手載で選 外出の支援 		55出の計画を立てる。	176	i	入浴口が付は、まがシャワー器の見合り の支援をする。		
	もっとちゃんとはなせるように なりたい。		こ 脚を繋がてきるようになる。 35		介護保険サービスに 月2回(中の送	よる適所リハ (87) 迎ケービスを利用)	通知していない日の日	S 153	1			

336	00 0	93		牌書程度区分	-	区划2				相談支援事業	र ह	OO%81	女技センター		
100	受給者延暫等 12346	678	90	利用者負担上	利用召員坦上歌師 9300円						2	00 00	0		
相談支接受	地名超番号 〇														
開始年月	2011#	6A										115000			
	A	+		*	+	*	1		-		L-		主な日常生活上の活動 以下放送員で「学科参行のこの#		
		T			T		Ĩ.		î.		1		の機能がある。就力支権事業所へ きはボランディアによる介助をあ		
6:00	ER-20	1	E#-3-Ⅲ	お床・みま	ľ	₽∄-9. α	T	程底-9-38	T	超灰·矢雷	1		Mag.		
1	Bitt	JI	ion i	- Sint		White	THE COLUMN TWO IS NOT		11.13		ļ				
8:00	翰也	1 1		1 股市]†1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		散布		粉地		計改 速度			
			VICESHIPPIN			VERSION		VICERRENDS			T	900	1		
10:00	ガーテニング	T			1		Ţ		İŢ	身体介護 (入浴)	T	26.5	1		
-	サークル会 (例1・2・4月後)	Ш	減力支援センター 企会 (減力移行支援)	<u> </u>				i i					1		
12:00	28	111			*	就対支援センター		銀労表派センター		昼食			ń		
-		4		1		(就觉够行支援)		(記憶管表達)		1		無官	D)		
14:00	長体介護 (入前)	πĦ		- 身体介護 (入浴)	1				DE NA + EE	-		1			
-	SPHOUSE COOR	44			+		÷		H	(M) VESTECO (T	1		1		
16:00			事業用の許り		Ħ	※異常の後り	要組件の送り		†		1		選集的以外のサービス 自己から作業所まで公共改領()。		
-											***************************************	利用) 互利用して一人で適うの			
18:00~	2016	The s	38.35	19/4	1	20.6	TI	D.S.	T	21.5	TL	20.05	・安なため、何立大学の学生にボー ティアをお願いする。		
1	9食	Ш	98	5食	r!i	98	П	9集	T	夕食	Ť	夕食	「毎月、絵外科と内科に通信する。 「月に2度、近所によるリハ(ST		
20:00		1			1		T,		-		1		通う。 連続は、市の透過サービスを利用		
70.000 C		シャワー語 (事の長せの)			1	m 5+9-26 (本の現金で)		↑ シャワー浴 (数0男+99) ↑↑				シャワー浴(また見かり)	15.		
22:00	456	1 1	455	465	Ť.		1	454		AF-4	. r		。見了と一緒にプールに行って水。 行して体力の向上を図る。		
F	tok	4	50%	新療	1	sok .	T	204	۲	机液	1	et e			
0:00					+		T		-		T		1		
1		-			Ť		1		-			***************************************	1		
3:00					1		1				i				
10000		1			T		1				Ī				
4:00		1		ř	Ť		·		ţ		1		1		



地域共生社会の構築に向けて

地域共生社会ってどんな社会をイメージしますか?

「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの「練利に」や「支え手 「受け手」という関係を対えて、地域住民や地域の多様な主体 が「改が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分配を記れて「大ごと「つながることで、任民一人のとりの声らしと生きがい、地域をともに有っていく社会

⇒「縦割り」という関係を超える

- ・制度の数間の問題に対抗
- ・介護、道門、子ども・子育で、仁活国窮といった分野がもつそれぞれの事門性をおりいに活用する
- ・1 機関、1 作人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットフ クの中で対応するという発想へ

⇒「支え手」「受け手」という関係を超える

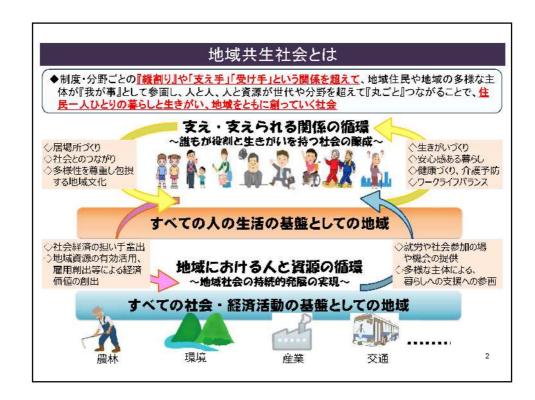
- 方向から双方向の関係性へ
- 方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない大法
 ・権祉分野とそれ以外の分野で、終にできることを考える
 ・権祉分野とそれ以外の分野で、終にできることを考える

(例: 保健保護、労働、教育、住まい、治域円件、農業・漁業など多様な分野)

→ <mark>住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく</mark> ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、暮らし続けたいといえる地域を言ら生み出していく



対人支援において今後求められるアプローチ

支援の"両輪"と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 。 → 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- » それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・ 現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、 特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が 継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- と生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、"伴走"する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
- 「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と、
- 「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

伴走型支援

- ○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、 生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、 自律的な生を支える支援
- (※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる 状態にあること
- ○「支える」「支えられる」という一方向の関係性で はなく、支援者と本人が支援の中で人として出会 うことで、互いに学び合い、変化する。



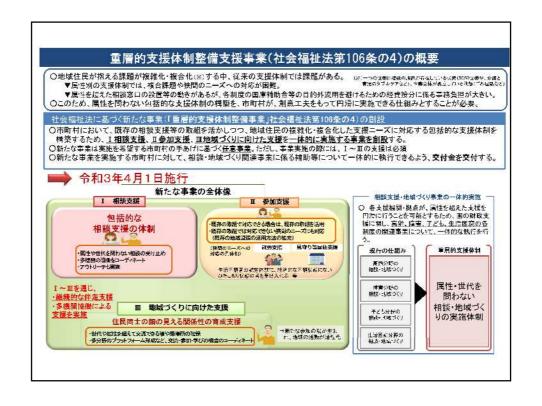
地域住民の気にかけ合う関係性

- ○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、 社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専 門職による伴走支援のみを想定することは適切で ない。
- ○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域 住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を 通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が生じ広 がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- > 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - 一地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 専門際による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが 回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。





包括的な支援体制の整備に向けて

- ■「"我がまち"でどのような包括的な体制を整備していくか」を検討する際には、 我がまちで何ができているか、どんな社会資源があるのかを踏まえて、関係者間で 議論を積み重ねる過程が重要
- ・孤独孤立対策も、地域包括ケアも、包括的な支援体制の整備も、目指すべきところは一緒
- ・これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組は、様々な主体で、様々な形態で行われてきた
 - → 全く新たな取組を別々に行うのではなく、
 - ① いま「やっていること」、「できていること」を持ちより
 - ② それらを、広げたり、重ねたり、かけ合わせたり、して、できること
 - を、みんなで考えていく
- * 車層的支援体制整備事業は、そういったさまざまな分野や主体が連携しやすくなるための共有して使ってもらうツールとして、活用いただきたい

